

# ノートルダム清心女子大学学位規則（抜粋）

（目的）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項及びノートルダム清心女子大学学則（以下「学則」という。）第48条第3項並びにノートルダム清心女子大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第21条第5項の規定に基づき、本学が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学士の学位の授与要件等）

第2条 学士の学位は、学則第48条第1項及び第2項に規定するところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1の区分に従い、専攻分野の名称を付記するものとする。

（学位の授与）

第12条 学長は、教授会又は研究科委員会の議に基づき、学士、修士又は博士の学位を授与する。

（学位の名称）

第15条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「ノートルダム清心女子大学」と付記しなければならない。

（学位記等の様式）

第17条 学位記並びに第6条の審査願、申請書及び第9条の報告書の様式は、別記様式第1から別記様式第8までのとおりとする。

（細目）

第18条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な細目は、別に定める。

別表第1（第2条の第2項関係）

学 部 ・ 学 科	学士の学位及び専攻分野の名称
文学部英語英文学科	学士（英語英文学）
文学部日本語日本文学科	学士（日本語日本文学）
文学部現代社会学科	学士（現代社会学）
人間生活学部人間生活学科	学士（人間生活学）
人間生活学部児童学科	学士（児童学）
人間生活学部食品栄養学科	学士（食品栄養学）

別記様式第1

第2条第1項の規定により授与する学士の学位記

第 号	学 長  印	ノ ー ト ル ダ ム 清 心 女 子 大 学	年 月 日	位 を 授 与 す る	た の で 卒 業 証 書 及 び 学 士 （ 〇 〇 ） の 学	本 学 〇 〇 学 部 〇 〇 学 科 所 定 の 課 程 を 修 め	氏 名	年 月 日 生	卒 業 証 書 ・ 学 位 記
--------	-----------------	--	-------------	----------------------------	---	--	--------	------------------	--------------------------------------